

# 国民健康保険だより

発行 / 大和郡山市保険年金課 令和元年10月15日

## 国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引き)のお知らせ

特別徴収に今年度から該当する世帯は、これまでは納付書や口座振替でお支払いいただいていた国民健康保険税を10月から年金から直接お支払いいただくこととなります。対象の世帯には、すでに送付しています「国民健康保険税納税通知書(賦課明細書)」の各徴収月欄にあらかじめ年金から差し引かれる税額を記載していますので、ご確認ください。

### 特別徴収とは

「特別徴収」とは、国民健康保険税を世帯主が受給している年金からあらかじめ納める(天引き)方法のことです。国民健康保険税を納付書で納付もしくは口座振替で納付する方法を「普通徴収」といいます。

### 特別徴収に該当する世帯とは

世帯主が国民健康保険に加入している世帯で、次の①～③をすべて満たす世帯が、特別徴収の対象世帯となります。

- ①世帯主をはじめ、世帯の国民健康保険加入者全員が、65歳以上75歳未満であること
- ②世帯主が年額18万円以上の年金を受給していること
- ③国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1以下の金額であること

- ※世帯主以外の人々の年金からは、特別徴収は行いません。
- ※世帯主が年度内に75歳に到達する場合は特別徴収対象外です。
- ※年度途中で税額変更があった場合など、特別徴収に加えて普通徴収でも納付いただく場合があります。
- ※特別徴収の対象となる年金の種類には優先順位が定められています。  
2つ以上の種類の年金を受給されている場合、その合計額が③の条件を満たしていても、1つの年金だけであれば③の条件を満たさない場合は、特別徴収に該当しません。



## 国民健康保険税を滞納すると

納期限を過ぎると督促が行われます。延滞金などを徴収される場合があります。

通常保険証の代わりに有効期限の短い保険証が交付されます。

納期限から1年を過ぎると保険証ではなく、資格証明書が交付される場合があります。(医療費をいったん全額自己負担となります。)

それでも納めないでいると、国民健康保険の給付が全部、または一部差し止めになります。差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。

◎そのほかに財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もあります。

保険税の納付が困難なときは、お早めにご相談ください。

やむを得ない事情により保険税の納付が困難な場合には、分割納付などの相談をお受けします。滞納のままにせず、お早めに担当窓口までお越しください。また、自己破産等特別な事情がある場合は、それを証明する資料をお持ちのうえ、担当窓口にご相談ください。



節目の年齢の方を対象に

## 口腔健診を実施します！



対象となる人には、  
10月下旬以降受診券を送付します。

### 対象者

平成31年4月1日時点で40歳、50歳、60歳、70歳の  
大和郡山市国民健康保険の被保険者の人

### 費用

無料

### 期間

令和元年11月1日～令和2年2月29日

### 場所

市内各実施  
歯科医療機関

### 市歯科医師会 胡内 昌久先生からメッセージ

日本人の平均寿命は、男性 81.25 歳、女性 87.32 歳 (2018 年厚生労働省) と世界のトップレベルです。長寿は素晴らしいことですが、自立して生き生きとした人生を送るためには健康寿命が問題です。しっかり噛んでおいしく食事ができることはお口の健康アップのためだけでなく、からだの健康を保つためにも重要であり、高齢者の方では健康長寿の達成に寄与します。ですからお口の病気の早期発見・早期治療と口腔機能の回復のために、口腔健診はとても大切であると言えます。

更に今、要介護状態にならないために注目されているのが、オーラルフレイル予防です。オーラルフレイルとは、噛んだり、飲み込んだり、話したりするための口腔機能が衰えることを指し、初期の老化のサインであると言われ、全身の衰えであるフレイルとの深い関係性が指摘されています。食べこぼしや軽いむせ、固いものが噛みにくい、滑舌の悪化、口の中が乾くなどの症状が現れた場合にはオーラルフレイルが疑われますので歯科医にご相談下さい。

お問い合わせ 保険年金課給付係 53-1643

## 国民健康保険税の口座振込のお申し込みが簡単・便利になります

令和元年 10 月から、国民健康保険税の口座振替の申し込みについて、キャッシュカードを利用して申し込む「ペイジー口座振替受付サービス」を開始します。

国民健康保険税の口座振替の申し込みを市役所保険年金課に設置する専用端末にキャッシュカードを読み込ませ、暗証番号を入力することで、電子的に金融機関に口座振替の登録を行うことができますようになります。(金融機関によりこのサービスを利用できないところもあります。下記、「利用可能な金融機関」をご覧ください。また、利用可能な金融機関の一部には 11 月からのサービス開始となるところもあります。)

口座振替は、自動的に引き落としされるので、納付忘れがなく  
たいへん便利です。ぜひ、口座振替をご利用ください。

### ● 利用可能な金融機関

- 奈良信用金庫
- みずほ銀行
- 三井住友銀行
- リソナ銀行
- 京都銀行
- 関西みらい銀行
- 南都銀行
- 中京銀行
- 大和信用金庫
- 奈良中央信用金庫
- 近畿労働金庫
- ゆうちょ銀行

※ペイジー口座振替受付サービスで申し込みができるのは国民健康保険税だけです。  
他の税目や料金等につきましては、このサービスをご利用いただくことができません。  
従来どおり申込書を金融機関の窓口へ提出して申し込むこともできます。

お問い合わせ 保険年金課 保険税係 53-1646